

WIPO GREEN：気候変動課題への先駆的取り組み

筆者：ウェアタ・ハサン（Warefta R. Hasan Ph.D.）及び渡辺裕一（パートナー）

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, “WIPO”）が運営する WIPO GREEN は、環境保全技術の提供者と利用希望者とを結び付けることによって、気候変動課題に対処する世界的取り組みを支援する技術交換を目的とする無料オンラインプラットフォームです。WIPO GREEN は、そのデータベース、ネットワーク及びイベントを通じ、主要関係者間の繋がりを作り上げ、環境保全技術のイノベーション及び融合を促進します。WIPO GREEN は、プロトタイプから市場性のある製品に至る様々な技術を、全ての開発段階において1つの場所に集結します。これらの技術は、ライセンス、コラボレーション、合弁事業及び販売に利用可能です。環境に優しい技術及び技術への「ニーズ」をデータベースに含めることによって、WIPO GREEN は、環境保全技術のイノベーションのための頼りになるプラットフォームとなりました。

気候変動は今や実に地球規模の課題の1つで、世界中の全ての地域における社会経済発展のあらゆる面に影響を及ぼします。世界的環境問題に対処する主要機構である国連環境計画（United Nations Environment Programme, “UNEP”）は、気候変動は「21世紀において、広範囲に影響を及ぼし、最も国際的にまん延し我々を脅かす課題の1つ」として考えています¹。

気候変動は、ここ数十年間よく知られている問題となりましたが、2015年のパリ協定が締結されてからようやく、気候変動による壊滅的な脅威に取り組み、持続可能な低炭素化未来のために求められる行動を推進する大きな国際的枠組みが構築されました²。197カ国により締結されたこの画期的な協定において、世界の

¹ See <https://www.unep.org/explore-topics/climate-change/about-climate-change#overview>

² See <https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/the-paris-agreement>

³ See <https://www3.wipo.int/wipogreen/en/network/partners.html>

平均気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標が設定され、気候技術に対する長期的ビジョンを定義することによって気候変動に立ち向かう国際的活動の新章への道を開きました²。更に、パリ協定は、気候変動による影響に対処する各国の能力の向上及び低温室効果ガス（GHG）排出量のためのファイナンスの流れの促進を目的としました。

パリ協定において、世界規模で低炭素化開発及び環境保全技術の利用を推進するため、緊急に必要とされている気候変動防止技術の開発及び技術移転のための段階も設定しました。有意義な技術移転を伴わないと、特に、経済的資源及び技術能力が制限される開発途上国の場合に、著しい排出量の増加が予測され、気候変動問題を克服することは、不可能ではないものの、非常に困難であると思われます。そのため、協定の締結国は、共同研究開発、シェアウェア、人道的ライセンス及びパテントプールに関する委託などの知的財産権に関する調整を含む、そのような技術移転を促進するための多種多様な可能性を検討しました。しかしながら、恐らく、金銭的インセンティブ及び不十分な調整機構などの固有の課題が原因で、現在まで有意義なもの何も実現されていません。

では、世界各国の特許庁及び組織は、これについて何かしていますか。

断然に、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, “WIPO”）による WIPO GREEN の設立が先導的な施策でした。WIPO GREEN は、環境保全技術の提供者と利用希望者とを結び付けることによって、気候変動に対処する世界的取り組みを支援する技術交換のための無料オンラインプラットフォームです³。WIPO GREEN は、そのデータベース、ネットワーク及びイベントを通じ、主要関係者間の繋がりを作り上げ、環境保全技術のイノベーション及び融合を促進します。WIPO GREEN の比類のないところを挙げると、プロトタイプから市場性のある製品に至る様々な技術を、全ての開発段階において1つの場所に集結することです。これらの技術は、ライセンス、コラボレーション、合弁事業及び販売に

利用可能です。環境に優しい技術及び技術への「ニーズ」をデータベースに含めることによって、WIPO GREENは、環境保全技術のイノベーションのための頼りになるプラットフォームとなりました。

現在、WIPO GREENのデータベースには、7,200以上の技術が取り扱われており、世界中の1,700以上のユーザにより利用されています。WIPO GREENは現時点において、カナダ知的財産局（Canadian Intellectual Property Office）、デンマーク特許商標庁（Danish Patent and Trademark Office）、レバノン知的財産庁（Intellectual Property Protection Office (Lebanon)）、モロッコ産業商業財産権庁（Moroccan Office of Industrial and Commercial Property）及び日本特許庁などの各国の特許庁、ゼネラル・エレクトリック（General Electric）、日立、本田、IBM及びクアルコム（Qualcomm）などの大手企業、並びに、マラウイ科学技術大学（Malawi University of Science and Technology）及びクィーンズランド工科大学（Queensland University of Technology）などの学術機関を含み、127のパートナーが参画しています。WIPO GREENの運営基金は主に、WIPOの通常予算から拠出されていますが、特定のプロジェクト及びイベントのために日本知的財産協会（Japan Intellectual Property Association, “JIPA”）並びに日本、オーストラリア、フランス及びブラジルの政府からも寄付を受けています。

現在まで、主要な特許庁が気候変動に対処する取り組みは非常に小さいものでした。大韓民国特許庁（Korean Intellectual Property Office, “KIPO”）は、2010年に「適正技術（Appropriate Technology）」プログラムを始動しました⁴。当該プログラムは、特定の地域の環境的、文化的及び社会経済的要因に合わせた上、後発開発途上国の低所得者層の生活品質の改善を目的とする技術を指します。適正技術は通常、経済的かつ性質にシンプルで、そして、容易に実施及び管理するものです。このような技術は、環境問題の持続可能な対策として用いられるため、代替技術（alternative technology）とも呼ばれています。

欧州特許庁（EPO）は、2009年に、国連環境計画（United Nations Environment Programme, “UNEP”）と、貿易及び持続可能な開発のための国際センター（International Centre for Trade and Sustainable Development, “ICTSD”）と力を合わせ、気候変動関連技術における特許制度の役割を調査し、情報に基づいた議論をサポートするための証拠を提供しました。一番目の研究は、「特許とクリーン・エネルギー・テクノロジー（clean energy technologies, “CETs”）」に関するもので、2010年に公表されました⁵。それに続いて、アフリカ（2013年）、ラテンアメリカ（2014年）、そして欧州（2015年）といった、焦点を地域に当てた3つのEPO及びUNEPの研究が行われました。技術移転を促進するEPOの取り組みは、学術報告に限られました。米国特許商標庁（USPTO）は、2020年5月に“Patents 4 Partnerships (P4P)”と呼ばれる知的財産マーケットプレイス・プラットフォームのパイロットプログラムを発足しました⁶。このプラットフォームは、ライセンスのために任意に利用可能な米国特許及び公開された特許出願の、一元化した容易にアクセス可能なデータベースです。プラットフォームに繋がると、利用者は自由に、購入又はライセンスについての交渉が可能です。P4Pプログラムは元々、COVID-19に起因した公衆衛生危機に関連する技術に焦点を当てていましたが、USPTOはどの特許をP4Pのデータベースにリストするかに対して管理しているように見えません。当該プログラムには既に、広範なバイオ技術ツール及びアディティブ・マニファクチャリング（additive manufacturing, AM技術とも呼ばれ、積層造形技術による製造方式）などの他の分野に関する特許資産が列挙されており、将来的には環境保全技術も含めるように拡大されると思われます。

恐らく間違いなく、各国の特許庁、気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change, “UNFCCC”）及びWIPOのそれぞれのアプローチの一体化について知的財産と気候変動に対する宣言が発表されるはずで、そのような宣言において、知的財産管理、保護及び権利行使などの課題に対処し得ます。更に、そのような宣言において、公的利用許諾、技術移転、強制実

施権、並行輸入及びパテントプールなどの可能な知的財産柔軟性にも取り組み得ます。

気候変動に有意義な影響を与えるのに必要なこの種の技術移転を行うのに、基本的な枠組み及び利他主義への依存だけでは不十分です。環境保全技術の移転を前進させるために、機能的で強固なマーケットを構築しなければなりません。このようなマーケットの構築には、国際的コミュニティーが、被援助国における知的財産権の強化、実行可能な資金調達の仕事の確立及び説明責任制度の導入といった3つの主要な課題に成功的に対処することが必要です。しかし、本当の課題は、制度の設計ではありません。本当の課題は、数多くのいろいろな国が、気候変動対策に掲げた目標を達成するために互いに説明責任を果たさせる（そして、説明責任を果たす）ことに賛同することです。気候変動は他の国際的危機と比べて比較的有形的ではないので、時折、劇的な行動を駆り立てる必要があると痛みを実感しているのは少数の国、特に最も力のある国だけのようです。結局、説明責任制度の詳細よりも、そのような制度自体の存在のほうが重要かもしれません。

世界的取り組みが効果を奏すまでは時間を要します。UNFCCCは、1992年に気候変動に関する国際連合会議において制定されましたが、2015年に極めて重要なパリ協定に至るまで、20年以上かかりました⁷。状況は今、非常に切迫しており、我々はまさに、重要な行動を起こすべく正念場を迎えています。力を発揮するには、その重荷を我々のリーダーと組織だけでなく、我々一人ひとりも平等に担うべきです。もしかすると、我々ができる最も重要なことは、WIPO GREENなどの先駆的取り組みについてしっかりと学び、気候変動対策への貢献をよく理解することです。我々が見続けているCOVID-19に対するその種の反応を引き起こすように、気候変動に関してより高まる緊迫感を生み出す必要もあります。企業は、自社の研究開発を革新的な環境保全技術に投資し、そのような技術を輸出・輸入

して環境保全技術移転を大きなビジネスに変える方法を考える必要があります。非公開会社も、地方及び国家政府機関、研究機関並びに学術機関との関係を強化し、環境保全技術の移転を通じて気候変動問題と戦うことを目的とする新たなポリシー及びプログラムを推進するように自社の影響力を発揮するべきです。

[参考情報]

⁴ https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=910162&catmenu=ek02_04_02_02

⁵ http://www.eurosfair.pr.fr/7pc/doc/1308064085_patents_clean_energy_study_en.pdf

⁶ <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-platform-facilitate-connections-between-patent-holders-and>

⁷

https://unfccc.int/ttclear/misc_/StaticFiles/gnwoerk_static/NAD_EBG/54b3b39e25b84f96aeada52180215ade/b8ce50e79b574690886602169f4f479b.pdf